

# 公 示

第五管区海上保安本部長公示第 7 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 7 年 4 月 2 日

第五管区海上保安本部長（公印省略）

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
  - （1）名 称 第五管区海上保安本部海洋情報部
  - （2）住 所 神戸市中央区波止場町 1－1
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
  - （1）区 域 播磨灘東部（別添付図のとおり）
  - （2）期 間 令和 7 年 5 月 7 日から  
令和 7 年 8 月 8 日までのうち 20 日間
- 3 水路測量の実施方法  
GNSS による測位、精密音響測深機による海底地形調査等
- 4 航行船舶に対する安全措置  
水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める標識（白紅白のえん尾旗）を掲揚する。

